

奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

別表第一中第二十九号を第三十号とし、第九号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料に関する規則（令和四年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の規定による承認（同規則第十三条の規定による承認を除く。）及び給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料に関する規則の運用について（令和四年十二月二十二日付け奈人委第百八号 各任命権者あて 奈良県人事委員会委員長通知）の規定による承認に関すること。